

2. 史跡の現状

(1) 鶴子銀山跡

① 遺構の概要

鶴子銀山の鉱脈は、相川金銀山と同じ熱水性鉱脈鉱床で、金銀鉱化作用の形成時期は、中新世前期に相川層が形成された 1200 万年前～2300 万年前頃と考えられている。銀山では、相川層の安山岩質凝灰岩と珪質頁岩の互層に銀・銅が石英岩脈の中に縞状となって形成されており、鉱床の方向は相川金銀山と同じく、東西方向のものが顕著である。相川金銀山と鶴子銀山は、南北方向の乙断層によって連結されており、このような複数の断層に鉱液が繰り返し充填されて鉱脈が連結し、相川や鶴子に広い鉱床地帯が形成されていることに特徴がある。

銀山では、現在、鉱石の採掘は行われていないが、戦国時代から近代までに至る採掘の痕跡が現存している。佐渡市教育委員会では、平成 14 年度～18 年度にかけて分布調査を実施しており、露頭掘り跡 556 基、ひ押掘り跡 4 基、間歩跡 108 基、試掘坑跡 7 基の鉱石採掘跡が確認されており、その分布は、遺跡西側の沢根地内を流れる播磨川上流域の鶴子沢、しなみ沢及び相川下戸村地内を流れる大仏川上流域の蛇谷を中心とする範囲と、東側の沢根五十里地内にある玄道川上流域の屏風沢、荒町川上流域の仕出喜沢・松ヶ沢・大滝を中心とする範囲に集中する傾向がみられる。

鉱山開発初期のものとされる露頭掘りは、尾根や緩斜面に立地する傾向があり、平面楕円形もしくは溝形に掘削している。百枚平と緩傾斜地では、特に大型の露頭掘り跡が集中しており、採掘の繰り返しにより地表の凹凸の著しい景観を形成している。

露頭掘りから坑道掘りへの転換期に導入されたと考えられるひ押掘りは、露頭鉱脈を地中へ向かって追いかける採掘方法で、確認された遺構数は少ないものの、尾根や沢沿いなどの斜面に見られ、鉱脈の形状に沿って採掘が行われている。

安土桃山時代に導入された坑道掘り（間歩）は、地中の鉱脈を採掘するため、尾根に近い場所よりも山裾や沢沿いに立地する傾向がある。間歩跡は土砂の堆積や崩落により、内部まで観察できるものは少ないが、中には入口の形状や内部が採掘当時のままの姿で残されているものがある。

また、代官所跡や鉱山集落跡では、現在でも斜面を区画・造成した平坦面が残されている。

② 指定地の現況

指定地の自然条件や社会条件、施設分布状況等を以下に示す。

自然条件	地形・水系	・指定地は大佐渡山地の南の丘陵地、真野湾に向かって高度を減じる南向き斜面地を中心とする。指定地の北側は山地の尾根線にほぼ沿っており、北東端近くに最高所標高420m地点がある。 ・指定地の東側から西側に向かって順に大滝、松ヶ沢、仕出喜沢、屏風沢、しなみ沢、鶴子沢の小河川が南流している。
------	-------	--

自然条件	植生	・指定地一帯に繁茂する樹木は自然植生はみられず、二次林、人工林からなる。群落としては、ブナクラス域のコナラ群落に含まれるイヌザクラコナラ群集、ヤブツバキクラス域のアカマツ群落に含まれるユキグニミツバツツジアカマツ群集、スギ植林、アカマツ植林、水田雑草群落からなる（環境省・第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査2001）。 ・植林以外でその大半を占めるイヌザクラコナラ群集は、高木層にコナラが優占しコシノホンモンジスケ・アラゲショウタンボク・ゴマナ・ウリノキ・トネリコ等の出現で区分される落葉広葉樹二次林で、低地などで定期的な伐採により維持される。ユキグニミツバツツジアカマツ群集はアカマツが優占し、低木層にユキグニミツバツツジが出現することが特徴となる常緑針葉樹二次林群集で、低地の尾根部の土壌の浅い乾性の立地で発達し持続的群落となる。なお、土地的な原植生は丘陵地はタブ・シイ・カシ等の常緑広葉樹林、岩山等尾根部ではアカマツ林等が極層となるとみられる。 ・植林はスギとアカマツで、主に谷部にはスギが、尾根部にはアカマツが植えられており、水系に沿う形で带状に広がっている。植林地は国有林部分が約50年生、(社)新潟県農林公社造林地が約25年生である。間歩等遺構の多くは現在植林地になっているものが多く、山中の樹林地に埋没した状況にある。
	指定面積	1,724,487.92㎡
社会条件	土地所有等	公有地（市有地：423,711.27㎡、五十里財産区：1,156,336.36㎡）、民有地（156,119.04㎡） ＊鉱業権者〔（株）ゴールドエン佐渡〕、地上権者〔国有林：林野庁関東森林管理局・（社）新潟県農林公社〕（地上権と植林地） 指定地の大半を占める公有地は市有地と市が管理する五十里財産区からなるが、この公有地のうち北側尾根周辺から西側にかけての一帯は地上権が設定されており、スギ植林地、アカマツ植林地等からなる。これらは所有者と地上権者が異なり、立木伐採後の収益を土地所有者の地方自治体などと分け合う森林である。国（林野庁）が造林・保育する官行造林地（国有林）と(社)新潟県農林公社が造林・保育する分収林がある。官公造林地の地上権設定期間は50年間・54年間、分収林の期間は50年間でそれぞれ設定されており、当該地で最初に植林・地上権を設定された時期は昭和31年であり、平成22年に分収林期限が到来したが期間延長されている。
	地目	山林、原野、雑種地、田、ため池、公衆用道路、水路敷
	土地利用状況	植林地、山林、市道、林道、里道、ため池、水路
	管理状況	土地所有者 立木（植林）部分は地上権者。地元のボランティア団体（「鶴子銀山へ続く山を歩こう」・「佐渡金銀山古道を守る会」）が古道の倒木・ゴミ処理、草刈りを定期的の実施
	公開活用状況	地元ボランティアが旧道等を利用して代官所跡や主要間歩・露頭掘り跡等を巡るイベントや沿道の草刈り等を定期的の実施し、依頼があれば古道ガイドも実施
	他の法令による規制等の状況	「鉱業法」による鉱業権登録区域、「自然公園法」による普通地域及び第3種特別地域、「森林法」による林道、「道路法」による市町村道、「地すべり等防止法」による地すべり防止区域、「佐渡市景観条例」による景観計画区域、「新潟県屋外広告物条例」による許可地域

施設分布状況	公開活用、管理施設等	史跡名称板、遺跡説明板、道標（主にボランティア団体が設置）、公園（四阿、広場）
	その他の施設	道路（史跡指定地を北と南から挟むように道路（舗装道路）が通る。北側の道路が市道二ツ岩線、南側道路が広域林道国仲北線で、その一部は指定地内も通過する。）、ガードレール等道路付帯施設、高圧線鉄塔

③ 保存管理上の課題

- ・保存管理施設としての統一された史跡名称板等が必要である。設置場所・数等も検討。
- ・多くの遺構が山間に埋没している状態にあることから、文化財保護（保存と活用）の観点からも、遺構の顕在化策を検討する必要がある。
- ・指定地が広大であることから、更なる遺構の把握と解明が必要なものもあるため、守るべき対象とその価値を明らかにするためにも、継続的・計画的な発掘調査等各種調査が必要である。
- ・地元で鶴子銀山を保護する気運があり、ボランティア団体の活動もみられることから、住民と史跡管理者・地上権者等の協働による史跡の維持管理や運営システムの構築が必要である。
- ・見学可能な主要遺跡の多くが植林地等樹林地に埋もれた状態にあり、森林密度が高い箇所では昼間でも暗く林床植物の減退もみられることから、立木所有者との同意・協力を得て、遺構の顕在化のための必要範囲の伐採や間伐等による疎林化や、単一の植栽木から多様な里山林への林相改良等を検討する必要がある。
- ・植林地等樹林地については、間伐等の管理行為に対して、現状変更等の規定を定める必要がある。
- ・特に鶴子銀山跡は広大な面積を有することから、管理上公開可能な区域を設定し、遺構の現状を維持する地区や遺構の顕在化を図る地区、里山など自然とふれあう地区等、保存管理と公開活用の面から適切な地区区分を検討する必要がある。

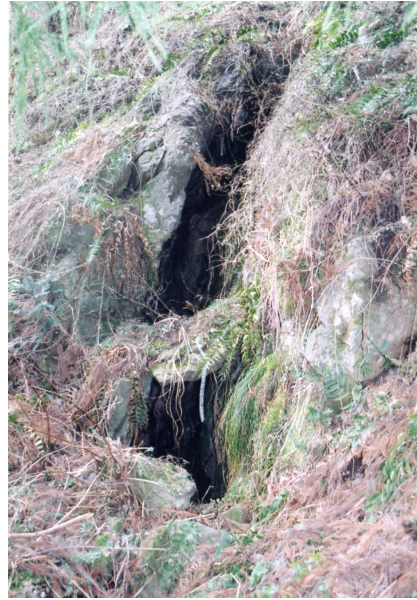
○遺構



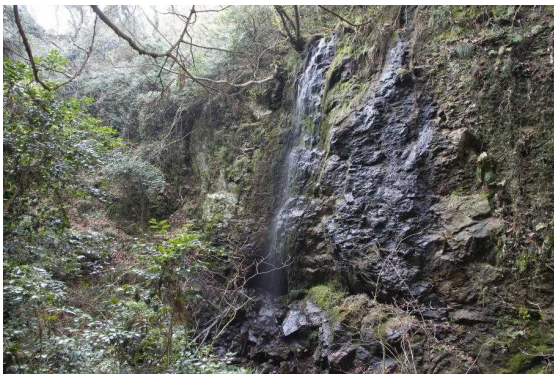
1 露頭掘り跡(百枚平)



2 間歩跡(仕出喜沢)



3 ひ押掘り跡(屏風沢)



4 間歩跡(大滝)



5 ひ押掘り跡(鶴子沢)



6 テラス状遺構と石垣(大滝)



7 鶴子荒町遺跡等生活関連遺構(テラス状遺構)



8 代官屋敷跡の雛壇状テラス



9 井戸跡(鶴子・代官所跡)



10 天狗岩(自然石、修験に関わる信仰の対象)

○古道



11 古道(鶴子)

○公園

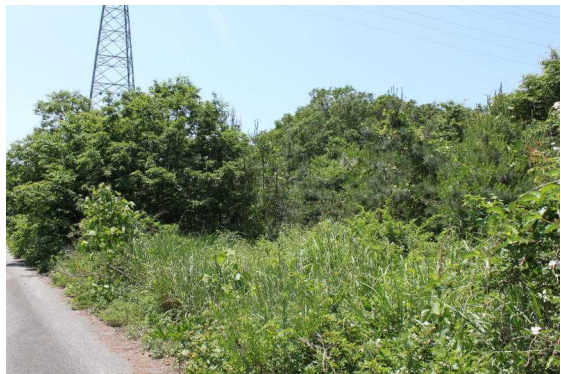


12 四阿・電柱(電線)

○その他



13 林道と駐車スペース



14 高圧線鉄塔

○植生



15 スギ植林地(大滝)



16 落葉広葉樹林(大滝)

○管理施設



17 名称柱(ボランティア団体が設置)



18 道標(ボランティア団体が設置)



19 説明板



20 説明板